

別府市新湯治・ウェルネス産業創出支援事業補助金 よくあるお問い合わせ

補助対象者について

Q:本店所在地は別府市外だが、別府市内に支店があります。補助対象となりますか。

A:対象外です。別府市内に本店を置く中小企業者が対象となります。

Q:個人事業主も対象になりますか。

A:補助対象者の要件を満たす別府市内に主たる事業所を置く個人事業主は対象です。

Q:申請者(事業主体)は別府市内に本店を置く企業だが、県外の企業と連携した事業での申請は可能でしょうか。

A:申請者(事業主体)が補助対象者としての要件を満たしていれば可能です。

Q:一般社団法人やNPO法人は対象となりますか。

A:対象外です。中小企業基本法第2条第1項に規定する会社または個人が対象となります。

新湯治・ウェルネスの取組について

Q:別府市が推進する新湯治・ウェルネスの取組とは、具体的にどのような取組ですか。

A:医療・美容・健康をテーマに、温泉効能の科学的根拠を示し、自然、食、文化などの様々な地域資源と組み合わせることにより、心身の健康増進及び長期滞在型観光の確立を目指す取組です。

(参考)

<https://www.city.beppu.oita.jp/sangyou/wellness/index.html>

別府市が提示する温泉効能の科学的根拠について

Q:別府市が提示する温泉効能の科学的根拠は、どこで確認できますか。

A:別府市新湯治・ウェルネス産業創出支援事業補助金ページ内「温泉効能の科学的根拠(令和7年5月26日時点)」をご確認ください。

(参考)

<https://www.city.beppu.oita.jp/doc/sangyou/wellness/soushutusen/kounou.pdf>

Q:温泉効能の科学的根拠を活用した事業を創出するにあたり、注意すべき点や禁止事項はありま

すか。

A:温泉効能の科学的根拠の表記・口頭説明時は「温泉効能の科学的根拠(令和7年5月26日時点)」内の使用注意事項を厳守してください。

温泉効能の科学的根拠は、使用注意事項の方法に基づく結果です。

事業において、その方法(例:1週間連続して20分前後入浴する)が取れない場合は、体験版である旨を利用者へご説明ください。

■R7.7.14 追加

Q:「I 温泉入浴が腸内細菌叢に与える影響」について。

Q-1 入浴時間を「20分前後」としたのはなぜですか？

A-1: 温泉の効果をより強く得るために本研究では長めに設定しています。

「20分間後の入浴」は連続時間ではなく、休憩や洗髪等の時間を挟んで(例:10分入浴→途中浴槽から出て洗髪等をする→10分入浴する)

通算20分前後の入浴でもかまいません。

Q-2:浴槽に浸かる身体の部位はどこまでですか?(肩、腰、足)

A-2:胸～肩まで浸かっている状態です。

Q-3 温泉効能の科学的根拠が得られる対象年代は？

A-3 年齢が限定されていないもの(温泉効能の科学的根拠2以外)は、研究参加者の年齢幅から、18歳～64歳と想定しています。

Q:「III 別府温泉3施設の美肌作用の検証」について

浴槽が限定されている(竹瓦温泉:女・普通浴・貯湯桝、堀田温泉:さとのゆ・浴槽流入口、鉄輪おし湯:浴槽)のはなぜですか？美肌作用はこの浴槽以外では得られないのですか？

A:研究では各施設の源泉ではなく、実際に利用者の肌にふれる浴槽に注がれる温泉水を採取しています。よって、本研究で明らかになった美肌作用は限定された浴槽によって得られるものとなります。

補助対象経費・補助対象期間について

Q:国や県の他の補助金や助成金との併用は可能ですか。

A:国、県、市その他のこれらに準ずる団体より、他の補助金、助成金制度において交付を受けている経費については、補助対象経費から除きます。

Q:申請以前に支払った経費も対象になりますか。

A:申請前に発注、契約、購入、支払い(前払いを含む)等を実施した場合は対象外となります。

■R7.7.14 追加

Q:人件費について、外部に発注した場合の費用は人件費になるか？

A:外部に発注されている場合は委託料に該当します。

Q:人件費の内訳について

A:従業員の基本給や各種手当から、社会保険料や所得税等の控除額を引いた額とします。

Q:プロジェクトに関わった時間換算を細かく算出した方がよいか?

A:補助対象期間内にずっとプロジェクトに携わっていたとすると、その期間にお支払いされた給料の部分となり、それがもし1か月間であった場合は、対応する1ヶ月分の給料となります。

Q:補助対象事業の準備期間の人件費も補助対象となるか?

A:補助対象期間であれば対象です。

Q:補助対象経費について、見積書は必要ですか?

A:見積書やカタログのコピーなどを原則添付してください。

事業計画書について

Q:事業計画書のレイアウトやデザインの変更は可能ですか。

A:1~2ページ目は変更不可です。3ページ目以降はA4サイズ(横)で記載する項目が変わらなければ、レイアウト・デザインの変更は可能です。

Q:スライド枚数を増やしてもよいですか。

A:問題ございません。ただし、審査会では事業計画書に基づく5分間のプレゼンテーションを実施していただきます。そのことも考慮のうえ、作成してください。

Q:事業計画に記載する収支予定は、どこまでの範囲で記載すればよいでしょうか。

A:本補助金を活用して実施する事業にかかる範囲で記載してください。

その他

Q:補助金はいつ頃支払われますか。

A:交付決定、実績報告書等を提出後に請求していただき、補助金のお支払いとなります。事前交付はいたしません。